田村市 帰還環境整備事業計画 平成29年度 帰還環境整備事業等

省庁名: 農林水産省 平成29年7月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

								当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		
No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名施設名	交付 団体	事業実施主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、福島県又は避難指示・解除区域市町村等以外の者が負担する額を減じた額(c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 (注6) 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	備 考
10	(5) - 42 - 3 -	農業基盤整備促進事業	田村市常葉町休石地区	市	田村市	直接	5/9	(30,000) 0 <30,000>	(30,000) 0 <30,000>	(23,250) <23,250>			
11	(5) - 42 - 4 -	農業基盤整備促進事業	田村市都路町都路地区	क्त	田村市	直接	5/9	(85,182) 0 <85,182>	(85,182) (85,182)	(66,016) <66,016>			
14	(5) - 40 - 1 -	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業)	淹根·常葉· 船引地区	市	田村市	直接	定額	(0) 5,539 <5,539>	(0) 5,539 <5,539>	5,539 <5,539>			
16	(5) - 42 - 5 -	農業基盤整備促進事業	田村市滝根町枯木作地区	市	田村市	直接	5/9	(9,500) 0 <9,500>	(9,500) 0 <9,500>	(7,362) <7,362>			
17	(5) - 42 - 6 -	農業基盤整備促進事業	田村市滝根町矢立松地区	市	田村市	直接	5/9	(13,500)	(13,500) 0	(10,462)			
20	(5) - 42 - 8 -	農業基盤整備促進事業	田村市滝根町蟹内地区	市	田村市	直接	5/9	<13,500> (5,000) 0	<13,500> (5,000) 0	<10,462> (3,875)			
21	(5) - 42 - 9 -	農業基盤整備促進事業	田村市滝根町深和田地区	市	田村市	直接	5/9	<5,000> (2,000) 0	<5,000> (2,000) 0	<3,875> (1,550)			
22	(5) - 42 - ### -	農業基盤整備促進事業	田村市大越町下田地区	市	田村市	直接	5/9	<2,000> (2,500) 0	<2,000> (2,500) 0	<1,550> (1,937)			
23	(5) - 42 - ### -	農業基盤整備促進事業	田村市大越町白石地区	市	田村市	直接	5/9	<2,500> (3,900) 0	<2,500> (3,900) 0	<1,937> (3,022)			
24	(5) - 42 - ### -	農業基盤整備促進事業	田村市船引町桜下地区	市	田村市	直接	5/9	<3,900> (20,000) 0	<3,900> (20,000) 0	<3,022> (15,500)			
25	(5) - 42 - ### -	農業基盤整備促進事業	田村市船引町茸山下地区	市	田村市	直接	5/9	<20,000> (3,000) 0	<20,000> (3,000) 0	<15,500> (2,325)			
26	(5) - 45 - 1 -	木質パイオマス発電施設等整備事業	田村市大越町上大越地区	市	株式会社田 村バイオマス エナジー	間接	1/2	<3,000> (5,221,800) 0	<3,000> (5,221,800) 0	<2,325> (3,916,350) 0			
							合計額	<5,221,800> (5,396,382) 5,539 <5,401,921>	<5,221,800> (5,396,382) 5,539 <5,401,921>	<3,916,350> (4,051,649) 5,539 <4,057,188>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

-						
	県名	福島県	担当部局名	総務部 協働まちづくり課	担当者氏名	吉田 浩一
ı	市町村名	田村市	電話番号	0247-81-2135	メールアドレス	machizukuri@city.tamura.lg.jp
ı	地方公井団体の組合名					

地方公共団体の組合名
(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する
(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第5の1の(3)におけるbと同様)
(注4、5)上限()事書は、前回までに配分された総を記載し、中限には今回申請する額を記載する。なお、下段く > 書きについては、自動計算される。
(注5)「年度問題整細」(四貫)(e)は、前中度に福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第4の7の②に該当した場合に記載する。
(注6)各交付担当大臣が定める交付要綱において、交付額の算定方法が変められている場合には、その規定に基づき算定すること。

⁽注7)基金を造成して帰還環境整備事業等を実施する場合においては、当該事業の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち福島県等以外の者が負担する額を滅じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を配載する。